

# 『K O B E 観光ガイドマップ』制作業務 仕様書

## 1. 業務名

「K O B E 観光ガイドマップ（以下、「マップ」という。）」（日本語・英語・簡体字・繁体字・韓国語）5言語の制作業務

## 2. 趣旨

既存の観光ガイドマップを一新し、神戸観光に適したマップを提供することで観光客の満足度を高めるとともに、観光振興と誘客促進を図ることを目的とする。なお、配布場所は、神戸市内各所の観光案内所・宿泊施設や、神戸市外の旅行代理店、国内・海外における観光イベント等での配布を想定する。

## 3. 委託予定期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）まで

## 4. 業務の内容

(1) マップ制作（企画立案、地図の作成、デザイン・レイアウト・原稿作成、イラスト作成、編集作業、校正等含む）に関する業務

(2) 翻訳業務

本業務における外国語翻訳については、全て受託事業者が行うことが望ましい。再委託が必要となる場合は受託事業者が必ず翻訳語の原稿チェックを行い、かつ納品までのスケジュールを遵守すること。

なお、提案書には次の項目を考慮し、翻訳スケジュールや体制を明記すること。

- ① 完全責任校正、ネイティブチェックと日本人担当者によりダブルチェックを行うこと。
- ② 神戸観光局（以下、当局という。）発行のガイドブックを熟読し、神戸及び神戸観光に基づいた翻訳とすること。
- ③ 同じフレーズを別箇所で使用している場合は、同一のフレーズを使用し、ばらつきのない翻訳を行うこと。
- ④ 固有名詞については、現在のガイドブックを参照に翻訳すること。
- ⑤ ネイティブが見ても分かりやすいレイアウトとすること。（改行など）
- ⑥ 当局の担当者が初稿段階で言語レベルチェックをし、基準以下と判断した場合は、受託事業者の費用において、当局指定の事業者へ再委託する場合がある。
- ⑦ 日本語独特の言い回しや、多言語版の改行位置など、翻訳者間のニュアンスのばらつきを防ぐために、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年観光庁作成）を参考にすること。

(3) 施設への掲載確認

すべての掲載施設に対して、掲載内容の確認を行い、書面にて承諾を得ること。

## 5. 仕様・規格・納品

(1) 仕様・規格

規 格：原則両面 A2 版とするが、それ以外のサイズも提案可とする。

ただし、B2 サイズ以内とし、使いやすく持ち運びやすい規格とすること。

色：オールカラー

言 語：英語、韓国語、簡体字、繁体字の 4 種類（併記ではなく言語ごとに制作する）

折り方：情報の見やすさ、使いやすさを配慮し、持ち歩きしやすいものを提案すること。

※本業務はデータ制作のみだが、その後、印刷業務を行うことを予定しているため、折り方の提案も行うこと。

（5.（2）において印刷物のサンプル品を納品することを指定している）

## （2）納品物

・以下のデータを CD-ROM または DVD により 1 部納品すること。

### ①版下データ（以下の 3 種類）

Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。

ア 再編集可能なデータ

イ 印刷入稿仕様のアウトライン化済みのデータ

ウ 電子書籍用データ（EPUB を想定。リンク機能実装含む）

### ②業務印刷向けトンボ付き PDF データ

### ③WEB 掲載用 PDF ファイル ※印刷トンボがなく、WEB 掲載に適切なサイズ

全体版とは別に、市全体地図及びエリアごとの地図 PDF データも納品すること。

・印刷物完成見本 1 部

出来上がりの印刷物をイメージできるように、サンプル品を提出すること。

## （3）納期

令和 4 年 1 月 31 日（月）

## 6. マップ掲載内容

### （1）地図（神戸市全域地図及びエリア拡大地図）

エリア拡大地図の選定については契約締結後協議する。なお、有馬温泉、六甲山、北野・三宮駅周辺、元町・ウォーターフロントは必須とする。使用する地図は直近の道路情報であるとともに受託事業者が作成することを基本とし、マップは正確な縮尺とすること。

但し、既成地図を使用する場合は著作権等の権利関係について問題が生じないよう手続きをとること。著作権に関する詳細は「8. 制作物に関する権利の帰属」を確認すること。

### （2）地図上のスポット

道路・河川・鉄道・行政界主要建物の他、観光に関する施設等をわかりやすく表現する。また、拡大エリア地図のうち、北野・三宮駅周辺、元町・ウォーターフロントエリアについては、シテイループやポートループといった周遊型交通機関の停留所や運行ルートを表記すること。

スポットの表現には作成したイラストまたは既成イラスト（ピクトグラム）等を使用すること。

掲載にあたり、必要な場合はそのスポットの了解を得ること。また、幹線道路、公共交通機関の路線、駅名および道路名称などは、分かりやすいように色分けし、整理するなど工夫すること。

### （3）観光スポットの紹介

神戸市内にある観光施設等の紹介記事を掲載すること。記事内容は対象の観光施設の了承を得た上で最低限の内容を掲載し、詳細は観光施設 web サイトへ誘導するよう 2 次元バーコードを掲

載すること。

#### (4) 広告

下限：10 枠

サイズ：縦 4.6cm×横 9.1cm 相当

掲載場所：神戸市全域地図の面に地図上のスポット等に被らないように掲載すること

広告募集は原則神戸観光局が行い、広告主を決定する。その後の入稿は受託事業者が広告主と直接行うこと。入稿原稿は完全版下とする。ただし、広告主の現行の翻訳、構成を依頼された場合は直接広告主と調整や手続きを行うこと。

#### (5) お役立ち情報の掲載

- ① 路線図：見やすい配置と大きさに配慮する。
- ② 観光案内所・観光パス・wi-fi 情報等：観光客の利便性を高める情報を掲載する。
- ③ アクセス情報：新神戸駅・神戸空港からの市街地へのアクセスを掲載する。  
エリア（有馬温泉・六甲山等）には市街地からのアクセスを掲載する。
- ④ 市街地の周遊交通情報：シティループやポートループ、コベリン（レンタサイクル）等、市街地周遊型の交通情報を掲載する。

※個店情報は掲載せず、一般的な情報を観光客のニーズに配慮しながら掲載すること。

#### (6) 上記（1）～（5）以外のスペースは受託事業者にてデザイン・レイアウトを行うこと。

#### (7) 日本語、多言語（英語・簡体字・繁体字・韓国語）ともにすべて共通内容とするが、表紙については、背景色を言語別等にするなど、変化をつけること。

## 7. 注意事項

- ・デザイン・レイアウトにあたっては、観光客が回遊しやすく、また分かりやすい紙面となるよう配慮すること。
- ・写真の入手・撮影の手配等は受託事業者が行い、写真入手・撮影等にかかる費用も本見積もりに含めること。入手にあたっては、神戸公式観光サイト「Feel KOBE」や神戸公式観光写真素材サイト「Feel Photo」、神戸観光局公式 SNS への掲載・転載可否を必ず確認すること。記載内容に関してトラブルが発生した場合は、責任をもって対処すること。
- ・当局運営の神戸公式観光写真素材サイト「Feel Photo」上で公開している画像を必要に応じて利用可能とする。
- ・当局への校正原稿の提出は、原則 3 校とする。
- ・業務遂行状況は随時報告を行うこと。
- ・業務遂行上で必要な情報・データ・許可等は受託事業者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- ・原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し当局の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・本件は受託事業者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて当局と受託事業者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ・業務の目的達成のため、当局の指示により仕様書の内容の追加及び変更を行う場合がある。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については当局と受託事業者とが協議して定めるものとする。

## 8. 制作物に関する権利の帰属

- ・本業務の履行に伴い発生する全著作権（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）に関する一切の権利は、神戸観光局に帰属する。
- ・本業務により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）について、神戸の観光に資することを目的として、当局および当局が認めた各関係団体、施設には無償で使用できることとする。
- ・本業務により得られる著作物の著作人格権について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。
- ・本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。
- ・成果物における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、個別契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って本契約記載の対価とは別の費用が当局に発生することはないものとする。
- ・そのほか、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 9. 受託事業者の責務

受託事業者は、個人情報をもとより業務上知りえた情報を第三者に漏えい、開示してはならない。また、本業務委託履行以外の目的に使用してはならない。これらは本契約終了後も同様とする。なお、次に掲げる条件を付する。

- ・個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- ・委託事務以外への利用禁止
- ・第三者への提供の禁止
- ・個人情報の管理にかかる検査に応じる義務
- ・事故報告義務
- ・条件に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関すること
- ・受託事業者の責任による個人情報等の漏えい等が発生した場合は、委託者及び委託者以外の影響を及ぼしたものに対して適切な処置を講ずること